

泉佐野市災害時生活用水確保事業実施要領

1 目的及び経緯

この要領は、災害時の生活用水提供に対して、に所有者の協力が得られる井戸を登録し、市民へ情報提供を行うことにより、災害時における市民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。なお、本事業は、平成 17 年度より大阪府が「大阪府災害時生活用水確保事業実施要領」に基づき実施していた事業を、水道法改定（平成 25 年 4 月施行）により専用水道及び簡易専用水道に係る府の権限が市に移管されたことに伴い、府から引き継ぎ実施する。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「災害時」とは、震災等による水道の断水時をいう。
- (2) 「生活用水」とは、飲用水以外の洗濯やトイレ等に使用する水をいう。
- (3) 「災害時協力井戸」とは、災害時において生活用水を市民に提供できる井戸として市に登録された井戸をいう。
- (4) 「提供者」とは、災害時協力井戸の所有者又は管理者をいう。
- (5) 「井戸情報」とは、提供者及び災害時協力井戸の所在地の情報をいう。
- (6) 「登録名簿」とは、災害時協力井戸登録名簿をいう。
- (7) 「地図情報」とは、災害時協力井戸の所在地を示した地図の情報をいう。

3 登録の要件

災害時協力井戸は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 井戸の所在地が市内であること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 井戸水を汲み上げるためのポンプ（電動または手押し）またはつるべ等があること。
- (4) 井戸枠等があり安全であること。
- (5) 井戸水の色、濁り、臭い等に明らかに異常があるなど、生活用水としての使用に不適当な水質でないこと。
- (6) 災害時において、市役所窓口等での登録名簿の閲覧や地図情報の掲示による市民への井戸情報の提供について同意できること。

4 登録手続き等

市長は、災害時協力井戸の登録等について以下の手続き等を行う。

- (1) 登録の申し出は、提供者から災害時協力井戸登録申出書（第 1 号様式）の提出を受けるものとする。
- (2) 災害時協力井戸登録申出書の内容を現地調査により確認し、「3 登録の要件」を満たす井戸については災害時協力井戸として登録名簿（第 2 号様式）に登載し、地図情報を作成する。
- (3) 登録名簿に登載した提供者に災害時協力井戸登録通知書（第 3 号様式）及び登録標識（第 4 号様式）を交付する。
- (4) 提供者から災害時協力井戸について災害時協力井戸登録申出書に記載されている内容に変更が生じたと申し出があった場合、災害時協力井戸変更申出書（第 5 号様式）を受けるものとする。なお、変更内容が提供者の変更である場合は、新たな提供者に「3 登録の要件（6）」について確認の上で災害時協力井戸変更申出書を受けるものとし、登録名簿を訂正する。
- (5) 災害時協力井戸の枯渇や転居等の理由により生活用水を提供することが困難になった場合は、原則、提供者から災害時協力井戸廃止申出書（第 6 号様式）を受けるものとし、登録名簿から

削除する。また、登録標識の返還を求める。

- (6) 提供者から登録標識の紛失、破損等の申し出があった場合は、登録標識再交付申出書（様式第7号）の提出により、登録標識を再交付する。

5 災害時協力井戸の情報提供

- (1) 市長は、災害時には市役所窓口等での登録名簿の閲覧や地図情報の掲示により府民へ井戸情報の提供を行う。
- (2) 市長は、災害時に府民が井戸水を円滑に活用できるようにするため、井戸情報の提供について同意が得られた井戸について大阪府ホームページに掲載するとともに、自主防災組織や自治会への提供に努める。
- (3) 市長は、情報提供をする際、災害時協力井戸を利用する市民に対して以下の注意事項について周知を図る。

- ア 井戸水の提供は提供者の善意により行われているものであり、提供についての義務は負うものではないこと。
- イ 井戸水の提供を受ける際には提供者の指示に従うこと。
- ウ 井戸水は飲用として提供しているものではないこと。
- エ 井戸水の湧水量には限度があるため、特定の個人に対して多量に提供することはできないこと。
- オ 井戸水の提供を受けるための容器を用意すること。
- カ 井戸水の提供を受けた結果、提供者の故意によるものでなく、利用者の身体及び利用者の所有する物品に被害を被った場合、提供者にその責は問わないものとする。
- キ 停電等、災害により井戸が利用できない場合があること。
- ク 提供を受けた井戸水の持ち帰りは、原則利用者が行うこと。
- ケ 井戸水の利用は災害時のみに限ること。

6 提供者の遵守事項

(1) 災害時

- ア 井戸の使用状況を確認し使用可能な場合は、協力できる範囲内において自主的に井戸水の提供を行うこと。
- イ 井戸水は公平に提供すること。
- ウ 井戸が破損等により使用不可である場合は登録標識を掲げないこと。
- エ 利用者に飲用として提供しているものではない旨を伝えること。
- オ 井戸が使用不可の場合は市担当課へその旨を連絡すること。

(2) 災害時以外

- ア 井戸及びその周辺を整理し清潔に保つよう努めること。
- イ 登録標識を申出者宅入口付近に掲げ、日ごろから井戸の所在周知に努めること。

7 広報、啓発

市長は、広報誌等を通じて、人口密集地で近隣に災害時協力井戸が無い地域（登録空白地域）の解消に向けて重点的に登録推奨を行うとともに、市民に災害時協力井戸の利用方法について周知を図る。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 大阪府が「大阪府災害時生活用水確保事業実施要領」に基づき登録している「災害時協力井戸」で、大阪府が本事業への移管に対する登録者の同意を得たものについては、平成30年10月1日から、本要領に基づく「災害時登録井戸」として取り扱うものとする。

(第1号様式)

年 月 日

災害時協力井戸登録申出書

泉佐野市長 様

住 所
氏 名
電話番号

私が所有（管理）する下記の井戸について、災害時協力井戸に登録することを申し出ます。

記

所 在 地	☐ 上記住所に同じ（所在地と同じ場合、当欄記入不要） (連絡先電話番号)	
設置位置	☐ 屋内 ☐ 屋外	
井戸の形態、状況	☐ 堀り抜き井戸 ☐ 管打込井戸	
	井戸の深さ	約 _____ m
	水 量	☐ 日常の使用では枯れない ☐ 時々枯れる
	井戸蓋の有無	☐ あり（ ☐ 開閉できる ☐ 開閉できない） ☐ なし
	汲み上げ方式	☐ 電動ポンプ ☐ 手動ポンプ ☐ つるべ等で汲み上げ
使用状況	☐ 使用している ☐ 庭木の散水 ☐ 洗濯 ☐ 洗車 ☐ 風呂 ☐ その他（ _____ ） ☐ 時々使用している（具体的に _____ ） ☐ 使用していない	
水質状況	色・濁り・におい等の状況 ☐ 特に異常なし ☐ その他（具体的に _____ ）	
	(過去の水質検査状況) 検査成績書 ☐ あり（ _____ 年 _____ 月実施） ☐ なし 検査結果（実施項目 _____ 項目（うち不適合項目 _____ ））	
所在情報の提供	☐ 災害時において、市役所窓口等での登録名簿の閲覧や地図情報の掲示による市民への井戸情報（井戸の所在地、提供者氏名）の提供について同意します。 (※ 登録には、災害時の保健所窓口等での登録名簿の閲覧や地図情報の掲示による市民への井戸情報の提供について、同意が必要となります。) 上記の他、以下の情報提供について同意します。 ☐ ホームページでの所在情報の掲載 ☐ 自主防災組織、自治会等への所在情報の提供	

☐は、該当欄にレを記入してください。

※ 災害時協力井戸の登録の際に水質検査を希望されても無料の水質検査は実施していません。飲用利用されている場合には、自ら定期的に水質検査を実施してください。

(第2号様式)

災害時協力井戸登録名簿

[illegible]

災害時協力井戸登録通知書

様

泉佐野市長 〇〇

このたびは、「災害時協力井戸」への登録にお申し出をいただきありがとうございます。現場調査を行った結果、大阪府災害時生活用水確保事業実施要領の登録要件を満たしていることが確認できましたので、下記の井戸を「災害時協力井戸」として、登録をさせていただきます。

つきましては、以下の項目をお読みいただき、井戸水の提供が円滑に進みますようよろしくお願いいたします。

(1) 災害発生時の井戸水の提供について

- ア 井戸の使用状況を確認して使用可能な場合は、協力できる範囲内において自主的に井戸水の提供を行ってください。
- イ 井戸水は公平に提供してください。
- ウ 井戸が破損等により使用不可になった場合や諸般の事情によりご協力できなくなった場合は登録標識を外し、その旨を市役所担当課へ連絡してください。

(2) 災害時以外の井戸の管理等について

- ア 災害時に安全に提供できるよう井戸及びその周辺を整理し清潔にしておいてください。
- イ 井戸の所在がわかるよう登録標識を日ごろから入口付近に掲げておいてください。
- ウ 井戸の所有者が変更された場合や井戸の破損等により協力できなくなった場合、または登録標識を紛失、破損された場合は市役所担当課へお申し出ください。

記

1 登録番号	
2 登録年月日	
3 提供者名	
4 井戸所在地	

お問い合わせ、連絡先

泉佐野市
TEL
FAX
メール

災害時 協力井戸



飲料水として
提供するものではありません

この井戸は、設置者のご協力により震災等災害時に
近隣の方々に生活用水の提供を願える井戸として
登録されています。



泉佐野市

災害時協力井戸変更申出書

泉佐野市長 様

住 所
氏 名
電話番号

下記の災害時協力井戸について、登録内容を変更しましたので申し出ます。

記

1 提供者名			
2 井戸所在地			
3 変更内容		変更前	
		変更後	

新たな提供者の方に井戸の情報提供について確認します。

☐ 災害時における所在情報（登録井戸の所在地、提供者氏名）の提供について同意します。
（※登録には災害時の所在情報の提供について、同意が必要になります。）

以下の情報提供について同意します。

- ☐ ホームページでの掲載
☐ 自主防災組織、自治会等への情報提供

災害時協力井戸廃止申出書

泉佐野市長 様

住 所
氏 名
電話番号

下記の災害時協力井戸の廃止を申し出ます。

記

1 提供者名	
2 井戸所在地	
2 廃止理由	
3 登録標識の返還	☐ あり ☐ なし

☐は、該当欄にレを記入してください。

(第 7 号様式)

年 月 日

登録標識再交付申出書

泉佐野市長 様

住 所
氏 名
電話番号

下記の登録標識を（紛失・破損）しましたので再交付を申し出ます。

記

1 提供者名	
2 井戸所在地	